

国海査第 57 号の 2
令和 4 年 6 月 30 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省 海事局長
(公 印 省 略)

未査定物質の事前査定結果について (周知)

標記について、下記のとおり査定しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位へ周知頂きますよう御願ひ申し上げます。

記

1. 物質

品名：「長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が 8 から 40 までのもの及びその混合物に限る。）」及び「アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩（アルキル基の炭素数が 18 から 28 までのもの及びその混合物であって、水酸化カルシウムで炭酸処理されたものに限る。）」の混合物（別名：AD-1453）

2. 査定結果

危険性	船型	タンク型式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	目の保護 呼吸及び	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12 1. 19. 6

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第 8 の 3 の備考に定めるところによる。

ただし、以下のいずれかに該当した場合にあっては、本査定結果は無効とする。

- ① 国際海事機関が発出する回章（MEPC.2/Circ.）の改正により当該液体化学薬品に係る査定結果が変更され、その効力を生じたとき
- ② 船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第8の3につき当該液体化学薬品に係る改正が行われ、その効力を生じたとき

以上